2023 年 10 月 11 日

各位

東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号
東京日産コンピュータシステム株式会社
代表取締役社長　吉丸　弘二朗

株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第１項に規定する特別支配株主であるキヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「キヤノンマーケティングジャパン」といいます。）から、2023 年 10 月 3 日付で、同法第 179 条の３第１項の規定に基づき、当社の株主の全員（但し、キヤノンマーケティングジャパン及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全てをキヤノンマーケティングジャパンに売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）をすることを決定した旨の通知を受領し、同日開催の取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 項第２項及び会社法第 179 条の４第１項の規定により、下記の通り公告いたします。

記

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所
   名称：キヤノンマーケティングジャパン株式会社
   住所：東京都港区港南二丁目 16 番６号

2. 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
   該当事項はありません。

3. 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
   キヤノンマーケティングジャパンは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式１株につき 1,748 円の割合をもって金銭を割当交付します。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2023 年 11 月 1 日

6. その他の本売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてキヤノンマーケティングジャパンが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以上